

平成十二年厚生省令第十五号

水道施設の技術的基準を定める省令
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令を次のように定める。

（一般事項）

第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

第二条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条第四項の規定による水質基準（以下「水質基準」という。）に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができるこ

と。

二 需要の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に供給することができること。

三 給水の確実性を向上させるために、必要に応じて、次に掲げる措置が講じられているこ

と。

イ 予備の施設又は設備が設けられているこ

と。

ロ 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設が分散して配置されていること。

ハ 水道施設自体又は当該施設が属する系統としての多重要性を有していること。

四 災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること。

五 環境の保全に配慮されたものであること。

六 地形、地質その他の自然的条件を勘案し、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、水圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。

七 施設の重要度に応じて、地震力に対しても、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、水圧、温度荷重等の予想される荷重に対しても安全な構造であることを。

八 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。

九 維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であること。

十 水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくの設置その他の必要な措置が講じられていること。

十一 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状態を監視し、制御するためには必要な設備が設けられていること。

十二 災害その他非常の場合における被害の拡大を防止するために、必要に応じて、遮断弁その他の必要な設備が設けられていること。

十三 海水又は咸水（以下「海水等」とい

う。）を原水とする場合にあっては、ほう素の量が一リットルにつき一〇ミリグラム以下である海水を供給することができるこ

と。

イ 次に掲げる施設については、レベル一地

震動（当該施設の設置地点において発生す

るものと想定される地震動のうち、当該施

設の供用期間中に発生する可能性の高いも

のをいう。以下同じ）に対して、当該施

設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル

二地震動（当該施設の設置地点において発

生するものと想定される地震動のうち、最

大規模の強さを有するものをいう。）に対応して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

（2）配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの

配水施設のうち、（2）の施設以外の施設であつて、次に掲げるもの

（1）取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設

十四 清水又は淨水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤（以下「薬品等」という。）を注入する場合に応じて、当該施設の材質が、当該薬品等の使用条件に応じた必要な耐食性を有すること。

十五 薬品等注入設備を設ける場合に応じて、当該設備が設けられること。

十六 浄水又は淨水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

十七 資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。

イ 使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性がない場合は、この限りでない。

十八 漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。

十九 維持管理を確実かつ容易に行うことができるように配慮された構造であること。

二十 水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくの設置その他の必要な措置が講じられていること。

二十一 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状態を監視し、制御するためには必要な設備が設けられていること。

二十二 災害その他非常の場合における被害の拡大を防止するために、必要に応じて、遮断弁その他の必要な設備が設けられていること。

二十三 海水又は咸水（以下「海水等」とい

状況を勘案し、取水に支障を及ぼすおそれがないよう配慮した位置及び種類であること。

二 壌水門等が、洪水による流水の作用に対しても安全な構造であること。

三 必要に応じて、取水部にスクリーンが設けられていること。

四 必要に応じて、原水中の砂を除去するため注入設備（以下「注入設備」という。）が設けられていること。

五 必要に応じて、取水施設を設ける場合に応じて、予備設備が設けられていること。

六 必要に応じて、原水中の砂を除去するため注入設備（以下「注入設備」という。）が設けられていること。

七 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

八 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

九 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十一 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十二 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十三 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十四 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十五 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十六 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十七 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十八 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

十九 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十一 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十二 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十三 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十四 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十五 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十六 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十七 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十八 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

二十九 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十一 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十二 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十三 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十四 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十五 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十六 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十七 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十八 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

三十九 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十一 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十二 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十三 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十四 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十五 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十六 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十七 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十八 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

四十九 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

五十 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

五十一 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

五十二 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

五十三 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

五十四 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

五十五 必要に応じて、原水の取水施設までの深さが確保されること。

七 前各号に掲げるもののほか、渴水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
前項第一号の貯水容量は、降水量、河川流量、需要量等を基礎として設定されたものでなければならない。ダムにあっては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。
一 コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によって滑動し、又は転倒しない構造であること。
二 フィルダムの堤体は、予想される荷重によって滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造であること。
三 ダムの基礎地盤（堤体との接触部を含む。以下同じ。）は、必要な水密性を有し、かつ、予想される荷重によって滑動し、滑り破壊又は転倒破壊が生じないものであること。
四 ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じて、別表第三に掲げるものを採用するものとする。
(導水施設)

第四条 導水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 導水施設の上下流にある水道施設の標高、導水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。
二 水質の安定した原水を安定的に必要量送ることができるよう、必要に応じて、原水調整池が設けられていること。

三 地形及び地勢に応じて、余水吐き、接合井、排水設備、制水弁、制水扉、空気弁又は伸縮継手が設けられていること。

四 ポンプを設ける場合にあっては、必要に応じて、水撃作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。

五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。
イ 必要量の原水を安定的かつ効率的に送ることができる容量、台数及び形式であること。

六 ポンプが停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。

七 前各号に掲げるもののほか、必要量の原水を送るのに必要な設備を有すること。
(淨水施設)

第五条 净水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 地表水又は地下水を原水とする場合にあつては、水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等に応じて、消毒処理、緩速濾過、急速濾過、膜濾過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により、所要の水質が得られるものであること。

二 海水等を原水とする場合にあっては、次に掲げる要件を備えること。

イ 海水等を淡水化する場合に生じる濃縮水の放流による環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

二 地表水又は地下水を原水とする場合にあつては、原水中的耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。

三 原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が濾過砂に接触する構造であること。

四 濾過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられていること。

五 沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出する構造であること。

六 急速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 薬品注入設備、凝集池、沈殿池及び濾過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられていること。

二 沈殿池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロッタが形成される構造であること。

三 沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出する構造であること。

四 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

五 濾材の洗浄により、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。

六 濾材は、原水中的浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

七 濾過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用する濾材及び濾層の厚さに応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるようにならざる構造であること。

八 濾過砂は、原水中的浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

九 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。

一 濾過砂は、原水中的浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

二 濾過池は、浮遊物質を有効に除去する構造であること。

三 膜の両面における水圧の差、膜濾過水量及び膜濾過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に関係する浄水施設

イ 濾過等の設備であつて、耐塩素性病原生物を除去することができるものが設けられていること。

四 濾過池に加えて、原水の水質に応じて、沈殿池その他の設備が設けられていること。

五 沈殿池を設ける場合にあっては、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出する構造であること。

六 急速濾過を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 薬品注入設備、凝集池、沈殿池及び濾過池に加えて、原水の水質に応じて、所要の水質の水を得るのに必要な設備が設けられていること。

二 沈殿池は、凝集剤を原水に適切に混和させることにより良好なフロッタが形成される構造であること。

三 沈殿池は、浮遊物質を有効に沈殿させることができ、かつ、沈殿物を容易に排出する構造であること。

四 濾過池は、浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

五 濾材の洗浄により、濾材に付着した浮遊物質を有効に除去することができ、かつ、除去された浮遊物質を排出することができる構造であること。

六 濾材は、原水中的浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

七 濾過速度は、凝集及び沈殿処理をした水の水質、使用する濾材及び濾層の厚さに応じて、所要の水質の濾過水が安定して得られるようにならざる構造であること。

八 濾過砂は、原水中的浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

九 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。

一 濾過砂は、原水中的浮遊物質を有効に除去することができる粒径分布を有すること。

二 濾過池は、浮遊物質を有効に除去する構造であること。

三 膜の両面における水圧の差、膜濾過水量及び膜濾過水の濁度を監視し、かつ、これらに異常な事態が生じた場合に関係する浄水施設

の運転を速やかに停止することができる設備が設けられていること。

四 膜モジュールは、原水中の浮遊物質を有効に除去することができる構造であること。

五 膜モジュールは、容易に破損し、又は変形しないものであり、かつ、必要な通水性及び耐圧性を有すること。

六 濾過速度は、原水の水質及び最低水温、膜の種類、前処理等の諸条件に応じて、所要の水質の濾過速度が安定して得られるように設定されていること。

七 膜濾過設備に加えて、原水の水質に応じて、前処理のための設備その他の必要な設備が設けられていること。

八 前処理のための設備は、膜モジュールの構造、材質及び性能に応じて、所要の水質の水を得られる構造であること。

九 粉末活性炭処理を用いる净水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 粉末活性炭の注入設備は、適切な効果を得るために必要な時間、水が粉末活性炭に接触する位置に設けられていること。

二 粉末活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な性状を有するものであること。

三 粉末活性炭処理の後に、粉末活性炭が净水に漏出するのを防止するために必要な措置が講じられていること。

四 粒状活性炭は、所要の水質の水を得るために必要な時間、水が粒状活性炭に接触する構造であること。

五 粒状活性炭の洗浄により、粒状活性炭に付着した浮遊物質を有效地に除去することができること。

六 粒状活性炭層内の微生物が浄水を行う場合にあつては、粒状活性炭層内で当該微生物の特性に応じた適切な生息環境を保持するためには、必要な措置が講じられていること。

七 粒状活性炭及びその微粉並びに粒状活性炭層内の微生物が浄水を漏出するのを防止するためには、必要な措置が講じられていること。

八 オゾン処理を用いる净水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

九 オゾン接觸槽は、オゾンと水とが効率的に混和される構造であること。

十 オゾン接觸槽は、所要の水質の水を得るために必要な時間、水がオゾンに接觸する構造であること。

十一 オゾンの漏えいを検知し、又は防止するためには、必要な措置が講じられていること。

一二 オゾン接觸槽は、オゾンと水とが効率的に混和される構造であること。

一三 オゾン処理設備の後に、粒状活性炭処理設備が設けられていること。

一四 オゾンの漏えいを検知し、又は防止するためには、必要な措置が講じられていること。

一五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一六 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一七 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一八 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一九 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二〇 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二一 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二二 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二三 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二四 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二六 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二七 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二 地形及び地勢に応じて、接合井、排水設備、制水弁、空気弁又は伸縮継手が設けられること。

三 送水管内で負圧が生じないために必要な措置が講じられていること。

四 ポンプを設ける場合にあつては、必要に応じて、水整作用の軽減を図るために必要な措置が講じられていること。

五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

六 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

七 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

八 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

九 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一〇 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一一 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一二 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一二 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一四 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一五 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一六 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一七 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一八 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

一九 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

二〇 ポンプは、次に掲げる要件を備えること。

九 消火栓の使用時においては、前号にかかるらず、配水管内が正圧に保たれていること。

十 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が七百四十キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合は、この限りでない。

一一 配水池等は、次に掲げる要件を備えること。

一二 配水池等は、配水管を埋設する場合に設けられた位置に設けられていること。

一三 配水池等は、配水管を埋設する場合に設けられた位置に設けられていること。

一四 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

一五 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

一六 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

一七 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

一八 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

一九 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二〇 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二一 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二二 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二三 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二四 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二五 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二六 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

二七 配水管は、次に掲げる要件を備えること。

第六条 (送水施設)

送水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 送水施設の上下流にある水道施設の標高、送水量、地形、地質等に応じて、安定性及び経済性に配慮した位置及び方法であること。

二 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

第八条 水道施設の位置及び配列を定めるに当たつては、維持管理の確実性及び容易性、増設、改造及び更新の容易性並びに所要の水質の原水の確保の安定性を考慮しなければならない。

で、第十五号及び第十七号ハ、第二条第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第三条第一項第一号から第六号まで及び第三項、第四条第一号から第五号まで、第五条第一項第三号、第六号、第七号、第九号及び第十一号、第六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第七条第一号から第三号まで、第五号、第七号、第十一号、第十二号ロ及びハ、第十三号並びに第十四号並びに第八条に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

附 則（平成二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

附 則（平成四年一〇月二九日厚生労働省令第一三九号）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 この省令の日から施行する。

この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に適合しないもの（同令附則第二項の規定の適用を受けるものを除く。）については、その施設の大規模の改造のとまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一及び別表第二「有機物（全有機炭素（T O C）の量）の項中「有機物（全有機炭素（T O C）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項中「〇・五 m g / l」とあるのは「一・〇 m g / l」とする。

第三条 パックキンを除く部品又は材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している資材等の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第二「エノール類の項中「〇・〇〇五 m g / l」とあるのは「〇・〇〇五 m g / l」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置されている
浄水又は浄水処理過程における水に接する資機
材等(ポンプ、消火栓その他の水と接触する面
積が著しく小さいものを除く。)であつて、こ
の省令による改正後の水道施設の技術的基準を
定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に
適合しないものについては、当該水道施設の大
規模の改造のときまでは、この規定を適用しな
い。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第五五四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一九年一一月一四日厚生労
働省令第一三七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施
行する。
(経過措置)

第二条 平成二十三年三月三十一日までの間、こ
の省令による改正後の水道施設の技術的基準を
定める省令別表第一塩素酸の項中「〇・四mg
／1」とあるのは「〇・五mg／1」とする。

附 則 (平成二〇年三月二八日厚生労働
省令第六〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施
行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は
設置の工事が行われている水道施設であつて、こ
の省令による改正後の水道施設の技術的基準
を定める省令第一条第七号イ及びロに規定する
基準に適合しないものについては、当該水道施
設の大規模の改造のときまでは、この規定を適
用しない。

附 則 (平成二一年三月六日厚生労働省
令第二六六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から
施行する。
(経過措置)

定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成二二年二月一七日厚生労働省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成二三年一月二八日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接觸する面積が著しく小さいものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第一条第十七号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

亞硝酸態窒素及び ホウ素及びその 化合物	一・四一ジオキ サン	シス一一二一 ジクロロエチレ ン及びトランセ ー・二一ジク ロロエチレン	○・○○○四mg／1以下である こと。
四塩化炭素	一・四	ジメタン	○・○○○二mg／1以下である こと。
水素	一	メタン	○・○○○一mg／1以下である こと。
臭気	異常でないこと。	メタン	○・○○○五mg／1以下である こと。
味	異常でないこと。	メタン	○・○○○五mg／1以下である こと。
炭素 (T O C) の 量)	有機物 (全有機 物)	メタン	○・○○○五mg／1以下である こと。

度合物	アンチモン及び その化合物	○・五度以下であること。
ニッケル及びそ の化合物	○・○○二m g／1以下である こと。	
ウラン及びそ の化合物	○・○○○二m g／1以下であ ること。	
口エタン	○・○○○一m g／1以下であ ること。	
一・二一ジクロ ロエタン	○・○○○四m g／1以下であ ること。	
亞塩素酸	○・六m g／1以下である こと。	
二酸化塩素	○・六m g／1以下である、 と。	
銀及びその化合 物	○・○七m g／1以下である、 と。	
バリウム及びそ の化合物	○・○七m g／1以下である、 と。	
モリブデン及び その化合物	○・○○七m g／1以下である こと。	
アクリルアミド	○・○○○○五m g／1以下で あること。	
事項	別表第二（第一 条関係）	基準
水銀及びその化 合物	水銀の量に関する、○・○○○○ と。	水銀の量に関する、○・○○○○ と。
カドミウム及び その化合物	カドミウムの量に関する、○・ ○○○三m g／1以下である、 と。	カドミウムの量に関する、○・ ○○○三m g／1以下である、 と。
セレン及びそ の化合物	セレンの量に関する、○・○○○ 一m g／1以下であること。 鉛及びその化合 物	セレンの量に関する、○・○○○ 一m g／1以下であること。 鉛の量に関して、○・○○○一 m g／1以下であること。
ヒ素及びその化 合物	m g／1以下であること。	ヒ素の量に関する、○・○○○一 m g／1以下であること。
亜硝酸態窒素	○・○○四m g／1以下である こと。	○・○○四m g／1以下である こと。
硝酸態窒素及び シアン化物イオ ン及び塩化シア ン	○・○mg／1以下であるこ と。	○・○○二m g／1以下である こと。
硝酸態窒素及び シアン化物イオ ン及び塩化シア ン	○・○mg／1以下であるこ と。	○・○○二m g／1以下である こと。

備考	二ダムの非越流部の直上流部における水位が設計洪水位である場合	貯水池の水位	ダムの種類	別表第三(第三条関係)		炭素(TOC)の量)
				重力式コアーチ式フイル	トダム	
P、e、P、U	一ダムの非越流部の直上流部における水位が常時満水位以下又はサーキュレーションの場合	U	トダム	コンクリートダム	コンクリダム	エピクロロヒド
T、P、e、P、U	一ダムの非越流部の直上流部における水位が常時満水位以下又はサーキュレーションの場合	U、P、d、T	I	P、P、I	P、P、I	酢酸ビニル
P、P、P、P	一ダムの非越流部の直上流部における水位が常時満水位以下又はサーキュレーションの場合	p	I	P、P、P	P、P、P	エピクロロヒド

P_p	貯留水による静水圧の力
P_e	貯水池内に堆積する汚土による力
P_d	地震時におけるダムの堤体の慣性力
P_I	地震時における貯留水による動水圧の力
P_U	貯留水による揚圧力
P_p	間げき圧（ダムの堤体の内部及びダムの基礎地盤の浸透水による水圧をいう。）の力
T	ダムの堤体の内部の温度の変化によつて生ずる力